

令和5年10月23日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和5年10月23日
開会 10時00分 閉会 12時5分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 谷口和弥
副委員長 荒 貴賀
委員 塚本逸彦 内山美穂子 小田新紀 長谷陽子
議長 寺林俊幸
- 4 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明 忠類総合支所長 笹原敏文
保健福祉課長 高橋宏邦 保健係長 山本奈津子
企画総務部長 山端広和 総務課長 佐藤勝博
契約管財係長 西明正博
保健福祉部保健課長 宇野和哉 健康推進係長 宮北友理枝
おやこ保健係長 國安瑞紀
- 5 傍聴者 畠山美和 山端隆治 酒井はやみ 野原恵子 石川康弘 岡本真利子
小島智恵 藤谷謹至 田口廣之 芳滝 仁 中橋友子 松崎篤嗣
- 6 事務局 事務局長 合田利信 議事課長 北原正喜 庶務係長 菅原美栄子
- 7 審査事件及び審議内容
 - 1 付託された議案の審査について（別紙）
 - (1) 議案第102号 指定管理者の指定について（忠類診療所）
 - 2 所管事務調査（別紙）
 - (1) 健康推進に関する事項
 - ① 幕別町民の新型コロナウイルス感染症の現状について
 - ② 新型コロナウイルス感染症予防接種の接種状況について
 - ③ 各種予防接種の状況について
 - 3 その他
道内先進地視察について、行程表等資料を配付し、事前質問の提出を確認した。

民生常任委員会委員長 谷口和弥

◇審査内容

(開会 10:17)

○委員長（谷口和弥） ただいまから、民生常任委員会を開会します。

これよりインターネット中継を始めます。

はじめに、議題の1、付託された議案の審査を行います。

議案第102号「指定管理者の指定について」について、提出者の説明を求めたいと思います。

忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（笹原敏文） 議案第102号、指定管理者の指定について、提案の理由をご説明申し上げます。

忠類診療所は、昭和58年9月に開設され、現在は平成3年4月に着任した塩塚実氏に管理運営を担っていただいておりますが、昨年秋、同氏より令和5年度をもって退任したい旨の意向が示されましたことから、この度、令和6年度以降の2年間を指定期間とする指定管理者について「公益財団法人北海道医療団」を候補者として選定し、指定するとした提案をいたしました。

議案書と議案説明資料につきましては、先ほどの本会議での提案説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

お手元に配布いたしました資料に基づき、北海道医療団から提案されました事業計画および収支計画と診療所の運営状況等をまとめた参考資料について、ご説明をいたします。

はじめに診療所の運営状況等についてご説明いたしますので11ページをご覧ください。

一つ目の「概要」であります。忠類診療所は現医師の塩塚氏が着任以来、同氏と委託契約を締結し、診療科目を内科、消化器内科、小児科として診療を行い、診療報酬の受け取りなど診療所における管理運営の一切を担っていただいているほか、各種予防接種や健診なども行っております。

二つ目の「運営状況」のうち延べ受診者数は、コロナ禍の直近3年間はコロナ前と比較すると増減しておりますが、コロナ前の平成30年度、令和元年度は年間で8,400人から600人、一日平均では32、3人となっております。

三つ目の「決算状況」の「（1）診療報酬」は、こちらもコロナ禍の直近3年間はコロナ前と比較すると増減しておりますが、コロナ前の2か年はおおむね4,900万円となっております。

「（2）幕別町からの支払状況」は、診療所の運営に伴う委託料のほか、予防接種や検診委託料、嘱託医師としての報酬等があり、合計いたしますとコロナ前は約1,600万円前後となっており、その下の（3）ですが、「（1）診療報酬」と「（2）幕別町分」を合わせますと、コロナ前は約6,500万円となっていたものであります。

四つ目の「各種予防接種及び健診（検診）の状況」は、「（1）の予防接種」、次のページの「（2）乳幼児～中学校健診」、「（3）の成人健診（検診）」とそれぞれご覧のとおりとなっております。

それでは、今回、北海道医療団から提案のありました事業計画及び収支計画についてご説明いたしますので1ページをご覧ください。

はじめに「事業計画書」の「1 管理運営の基本方針」であります。

「（１）管理運営の基本的な考え方」については、一つ目の「北海道医療団の理念・基本方針」を「患者・住民・地域から頼りにされる法人」を理念とし、以下の５項目を経営方針として掲げ、二つ目の「忠類診療所において指定管理者として運営を行うために掲げる理想」を「①へき地における医療体制の提供の重要度を十分に認識し、忠類地区での一次医療診療体制及び健康増進体制に寄与する」、「②地域完結型医療の提供を目指し、二次医療診療を帯広第一病院で支援を図る」、これは診療所の運営だけでなく法人全体でバックアップをするというものです。「③予防医療を重視し、健診、ワクチン接種に積極的に取り組み、行政と協働した健康増進プログラムを実践する」とするものであります。

三つ目の「診療所管理運営指針」については、「診療所の運営、施設等の維持管理を適正に行い、常に安全で安心できる医療提供体制の構築に最大限努める」とするものであります。

四つ目の「指定期間について」は、２年とするものであります。その理由として、北海道医療団として指定管理業務の経験が無いこと、アフターコロナになったとはいえ、未だその影響が残る中、５年先を見据えた事業計画を策定することが難しい、との考えから、まずは２年としたうえで１年後にその後の判断をしたいとするものであります。

慎重な判断ではありますが、指定管理を受ける以上はその指定期間をしっかりと責任を持って全うしなければならないとする考えから、まずは２年とする方針としたものであり、引き受ける以上は１年目から安定した診療体制となるよう鋭意取組を進め、３年目以降においても指定管理業務を担うことができるよう体制整備に努め、へき地医療に貢献したいとするものであります。

次に「（２）職員の配置」については、一つ目の「医師の配置」について常勤医師１名を配置して診療を行うとし、２ページ目にいきまして常勤医師が不在時には法人内より代替医師を派遣するとするものであります。

二つ目の「その他スタッフの配置」については、現状が看護師１名、検査技師１名、事務員２名の計４名体制のところ、看護師及び清掃員をそれぞれ１名増員し、計６名体制で行うとするものであり、現在勤務するスタッフの方々については基本的に継続雇用することを考えているとのことであります。

３ページにいきまして、「２ 要望把握及び苦情解決について」であります。

「（１）利用者の要望把握」については、相談窓口やホームページ、ご意見箱などを設置し、適切な対応を行うとし、「（２）苦情解決」については、北海道医療団として策定している「医療安全推進のための指針」に基づき、町と連携を図りながら適切な対応を行うとするものであります。

４ページにいきまして、「３ 利用促進に向けた取組について」であります。

「（１）診療時間及び休診日」については、一つ目の「診療科目」を内科、小児科、皮膚科、精神科とし、二つ目の「診療日及び診療時間」の診療日を毎週月曜日から金曜日、受付時間、診療時間および休診日はご覧のとおりであり、現在行われている第１、第３の土曜診療と水曜日の夜間診療については行わない方針とのことであります。しか

しながら、この部分につきましては住民の方々から要望があれば検討していきたいということであります。

また、現在行われている訪問診療については、法人内の帯広第一病院において積極的に取組を進めていることから、忠類診療所においてもこれまでと同様に取り組むとしたものであります。

「（２）その他診療科目の実施」については、消化器内科診療として帯広第一病院の医師の定期派遣による内視鏡検査や遠隔画像診断について検討するとしています。

５ページにいきまして、「４地域の状況を踏まえた取組について」であります。

「（１）検診（健診）の実施」については、これまで行われていたものを実施するとし、「（２）予防接種の実施」については、医師と確認のうえ対応できないもの以外については全て実施するというものでした。

「（３）その他地域の状況を踏まえた取組」については、二つ目の「救急対応について」、急病患者への対応が発生した場合には帯広第一病院との連携により対応を図るとし、三つ目の「北海道医療団としての支援」として法人内には救急及び急性期に対応する帯広第一病院のほか、回復期リハビリ、療養や介護医療院を担う帯広西病院、音更病院があるほか、老健施設や在宅サービスなど、これらが連携した医療介護サービスの提供を行うとしたものであります。

６ページにいきまして、「５事故防止に関する安全対策、防災・防犯に関する危機管理体制について」であります。

「（１）事故防止に関する安全対策」については、一つ目の「医療安全」は法人が取り組む「医療安全推進のための指針」に基づき、町と連携を図りながら適切な対応を行うとし、二つ目の「感染対策」は法人が取り組む「感染対策基本指針」に基づき、町と連携を図りながら適切な対応を行うとするものであります。

７ページにいきまして、「（２）防災・防犯に関する危機管理体制」であります。

一つ目の「防災」については、地域の実情に沿った防災計画を定め、職員に対する教育や訓練に努めるとし、二つ目の「防犯」については、法人が取り組む「医療安全推進のための指針」に基づき適切な対応を行うとするものであります。

８ページにいきまして、「６個人情報の保護対策、情報公開の取組について」であります。

「（１）個人情報の保護対策」については、法人で定める院内規則や個人情報保護法、厚生労働省が定めるガイダンスに基づき適切な取り扱いを行うとし、「（２）情報公開の取組」については、町の情報公開条例に基づき、日常的な管理を適切に行うとするものであります。

９ページにいきまして、指定期間中の収支計画書についてご説明いたします。

提案のありました指定期間を２年とした計画が示されているものであり、指定管理者として責任ある管理運営を行うのに必要な経費を積上げた内容としたものであります。

はじめに「収入」については、医業収益として診療報酬である診療収益、医業外収益として指定管理料が税抜きで２,２００万円とし、このほか、提案のありました各種予防接種や健診等に伴う委託料が計上されており、これら事業収益の合計として約６,８００万円から９００万円がそれぞれ計上されております。

10 ページにいきまして、次に「支出」については、医薬品費から人件費までの医業費用、その下の修繕費、消耗品費などからなる医業外費用がそれぞれ計上されており、これら事業費用の合計として約 5,400 万円余りがそれぞれ計上されております。

また、医療機器の購入や更新、建物の改修についてはこれまでどおり町の負担とするものですが、修繕費については 50 万円の範囲においては指定管理者の負担において行うこととし、これを超える場合にその差額を町が負担するものであります。

以上が北海道医療団から提案のあった事業計画および収支計画であります。常勤医師を配置し、スタッフを増員したうえで、内科、小児科を診療科目とするなど、地域住民の誰もが受診できる体制を確保し、一次医療を提供する医療機関として十分な体制が確保できるものであると考えております。

また、これまでどおり各種予防接種や健診の対応が可能としており、コロナ禍に行われたワクチン接種も可能となることから住民の安全、安心に大きく貢献いただけるものと考えております。

この他、北海道医療団の各病院や介護施設など、法人全体として医療だけでなく介護と連携したサービスの提供が提案されており、これらの提案内容が選定委員会では委員から高い評価が得られたものと考えております。

町といたしましても、候補者である北海道医療団、それと新たに配置される医師の方と連携を図りながら、これまで以上に地域のみなさんに安心して受診していただけるよう、診療所の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） ありがとうございます。説明が終わりましたので、一括して質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

荒副委員長。

○副委員長（荒 貴賀） 何点か質問させていただきたいと思います。

この間、忠類診療所は長年にわたって塩塚医師が忠類の医療のために貢献されてきたことと思います。先ほど本会議でもお話ありましたが、選定については大変ご苦労されているなということは認識されているところであります。その点を踏まえまして何点かお聞きしたいのですが、現在、幕別町は今回示された中で、指定管理料が医療法人からは 2,200 万円ということでありました。町としてはどのくらい、令和 6 年度全体で支出を算定されているのかお聞きしたいと思います。

もう一つは、これまで忠類診療所は土曜と夜間診療を行ってきました。今回、土曜と夜間診療は行わないということでありましたが、令和 4 年度で結構なのですけれど、どのくらいの人が診療を受けられたのか、そして今後、土曜と夜間診療等についてどのように認識されているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（笹原敏文） まず指定管理料の関係なのですが、先ほど説明の中でも触れましたけれども、これまでは現任医師の方に委託料をお支払いして、なおかつ診療報酬や何か先生個人が受け取りをして、一切合切管理運営を担っていただいて

おりまして、いわゆる個人病院を経営していただいているような形です。収入の部分についてはある程度情報提供を依頼して作っておりますけれども、収支全体を把握しているわけではありませんでしたので、指定管理料の算定自体はできない状況でありました。公募の要項の中でも上限額として指定管理料は示さなかったのです。今回提案のありました指定管理料については、内容も精査いたしましたけれども、決して過大な内容でもない状況でありましたので、この指定管理料は適当なものとして令和6年度に計上する格好にしたいと考えております。

また、近隣の指定管理の業務の状況なども調べましたけれども、それぞれ、さまざまでありました。場所によっては3,000万円ですとか、それ以上の金額を計上されたりしていましたけれども、それはそれぞれの診療所における診療体制も大きく影響するものですから、一概に比較はできないということで、上限額の設定をしなかったということでもあります。

また、土曜と夜間診療の関係なのですが、実人数の把握はしていないものですから、はっきりとはわからないということです。現在行われている土曜、夜間についてはそれ相当の利用はされているのかなと、一部委員さんの中でも利用されているという話を聞いておりますので、やっていただいている効果についてはあるのかなと思っておりますけれども、今回提案があったのは、あくまで、まず月曜から金曜という中で診療をやっていただくということになっておりますので、それをやっていただく中で、先ほど説明もありましたけれども、これは選定委員会の質疑応答の中で法人が答えた回答なのですけれども、住民の方々からの要望がそれ相当あれば取り組みをしていきたいということなので、まずはそうした状況を見ていきたいと考えております。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

私から1点よろしいでしょうか。本会議場での説明の中で、無料定額診療のこと、取り組んでいращやるのだということの紹介がありました。北海道医療団の4医療施設それから老人保健施設においても同様の考え方で無料定額診療をやっているということが紹介されているところです。今回の指定管理の中には、このことはまだ議論されていないのだけれども、これからの診療をお願いする形になったとして、やっていただく中で、そのことを町として実施について相談するようなことをやっていただきたいと思うのだけれども、そのことの考え方についてはどうでしょうか。

忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（笹原敏文） 法人側から聞いておりますのは、今現在ある病院ですとか、老健施設については無料定額診療になるようにやっているということで聞いております。今回の忠類診療所については、あくまで、へき地医療を担っていく。これを公益事業として、公益財団の認可関係を執り行う北海道のほうに認めていただいて、今回手を挙げていただいていると聞いておりますので、忠類診療所におきましては、当面のところ無料定額診療については、行っていくという考えはないと聞いております。こちら辺についても今後、そういった利用状況といいますか、要望状況や何かを踏まえまして、これは法人側と協議するような状況になれば、お話をさせていただくことになるのかなと考えております。

○委員長（谷口和弥） わかりました。

もう一度お聞きします。委員のみなさんからの質疑はありませんか。

(なしの声)

○委員長（谷口和弥） ないようですので、議案第 102 号「指定管理者の指定について」に対する質疑は、以上で終了いたします。

説明員の方、どうもありがとうございました。

説明員の退席のため、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩)

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第 102 号「指定管理者の指定について」について、各委員のご意見をお伺いしたいと思います。

意見のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

○委員長（谷口和弥） よろしいですか。それでは意見のほうを終了させて、討論に入りたいと思いますけれども、討論について、述べることを考えている委員はいらっしゃいますか。

(なしの声)

○委員長（谷口和弥） いいですか。では、討論のほうを省略して、これより採決を行います。反対、賛成の順で挙手をお願いしたいと思います。

議案第 102 号に反対の方は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○委員長（谷口和弥） 議案第 102 号に賛成の方は挙手をしてください。

(全員挙手)

○委員長（谷口和弥） わかりました。どうぞ下ろしてください。

それでは、議案第 102 号「指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○委員長（谷口和弥） よろしいですね。

したがって、議案第 102 号「指定管理者の指定について」は、原案のとおり「可決」されました。

これで付託された議案第 102 号「指定管理者の指定について」の審査が終わりました。

この後、本会議に戻るわけですが、本会議場での、議長あてに提出する委員会の報告書についてなのですが、正副委員長に一任をいただきたいと思いますので、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

○委員長（谷口和弥） 異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、本委員会のインターネット中継を終了いたします。

暫時休憩いたします。

(審査終了 10 : 43)